

令和4年度下田市職員出前講座メニュー

申込・問合せ先 企画課政策推進係 ☎22212

市民の皆さまが知りたい、学びたい内容を市役所の職員が出向いてお話をする出前講座です。

対象
小学生以上で市内在住、在勤又は通学されている5名以上の団体。
※小中学校での申込み可

開催日時
土日祝日、12月28日から1月4日までを除いた日の9時から21時までの間で、1講座2時間まで。

開催場所
市内の公の施設、地区集會場などの会場を受講者の方で用意してください。

申込方法
希望する日の2週間前までに申込書を提出してください。

料金
講師の派遣や資料は無料（施設借上料や有償資料代などは受講者負担）
実施できない場合
政治、宗教、営利を目的とする集会などの場合。
※意見やご要望をお聞きする場ではありませんので、ご了承ください。

| NO | 講座名 | 講座の内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|---------|
| 1 | マイナンバー制度について | マイナンバー制度・マイナポイントについての説明 | 総務課 |
| 2 | 市の家計簿 | 市の財政状況について | 財務課 |
| 3 | 下田市の行財政改革 | 今後予定している行革の内容、進捗状況について | |
| 4 | 将来的な公共施設の展望 | 下田市公共施設等総合管理計画について | |
| 5 | 暮らしの中の税 | 各種市税の課税の仕組みや納税等について | 税務課 |
| 6 | 家庭でできる防災対策 | 地震、津波等の災害に対する予備知識、防災対策について | 防災安全課 |
| 7 | 下田おもてなしプログラム | 観光案内の要点、おもてなしの基本、地元の魅力再認識 | 観光交流課 |
| 8 | 観光づくりについて | 市の観光の現状とその振興施策 | |
| 9 | ロケーションサービスで下田をPR! | 下田市ロケーションサービスについて（取組内容、受入実績、活用方法） | 産業振興課 |
| 10 | 鳥獣害対策について | 鳥獣による農作物被害を防ぐ方策について | |
| 11 | 景観を活かしたまちづくり | 下田まち遺産、下田市景観計画について | 建設課 |
| 12 | 木造住宅耐震化のススメ | TOUKAI-0の取組、耐震改修促進計画について | |
| 13 | 伊豆縦貫自動車道について | 伊豆縦貫自動車道事業の進捗状況について | |
| 14 | 公共交通について考えよう | 下田市の公共交通について | |
| 15 | 高齢者の在宅福祉事業について | 市の高齢者の状況や在宅福祉事業制度について ※他の福祉制度も相談により対応可 | 福祉事務所 |
| 16 | ゲートキーパー研修 | 自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る役割について | 市民保健課 |
| 17 | 国民健康保険の豆知識 | 国民健康保険制度の概要 | |
| 18 | 後期高齢者医療の豆知識 | 後期高齢者医療制度についての説明 | |
| 19 | ご存知ですか？介護保険制度 | 介護保険制度の解説、介護保険の利用状況について | |
| 20 | 65歳からの介護予防のための健康・体力づくり | 65歳からの介護予防のための総合的な健康・体力づくりのための講義・運動実技 | 環境対策課 |
| 21 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症の理解者であるサポーターの養成 | |
| 22 | 65歳ノート活用講座 | 健康寿命と65歳ノートの活用について | |
| 23 | いきいき健康講座 | 食生活の改善、健康管理、生活習慣病予防等について | |
| 24 | ゴミを減らしましょう! | ゴミの減量方法や収集・処理について | 上下水道課 |
| 25 | 下田市の水道 | 水道のしくみ（水道水ができるまで、水道施設、水道料金） | |
| 26 | 下水道の歴史と役割 | 下水道事業の歴史と役割について | |
| 27 | こんなにあります 市内の指定文化財 | 市内の指定文化財について | 生涯学習課 |
| 28 | 選挙の仕組み | 公職選挙法に基づく各種選挙制度の概要 | 選挙管理委員会 |
| 29 | リクエスト講座 | メニュー以外の講座についても相談に応じますのでご連絡ください。 | |

路外駐車場届出制度について

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎2219

ご存知ですか？駐車場設置のルール

道路上以外に設置する自動車駐車場において、駐車場利用者に駐車場を安全に利用していただくため、**駐車場法等に基づく技術的基準（※1）への適合や、市への届出が必要となります。**

【以下に該当する場合は、設置の届け出が必要です】

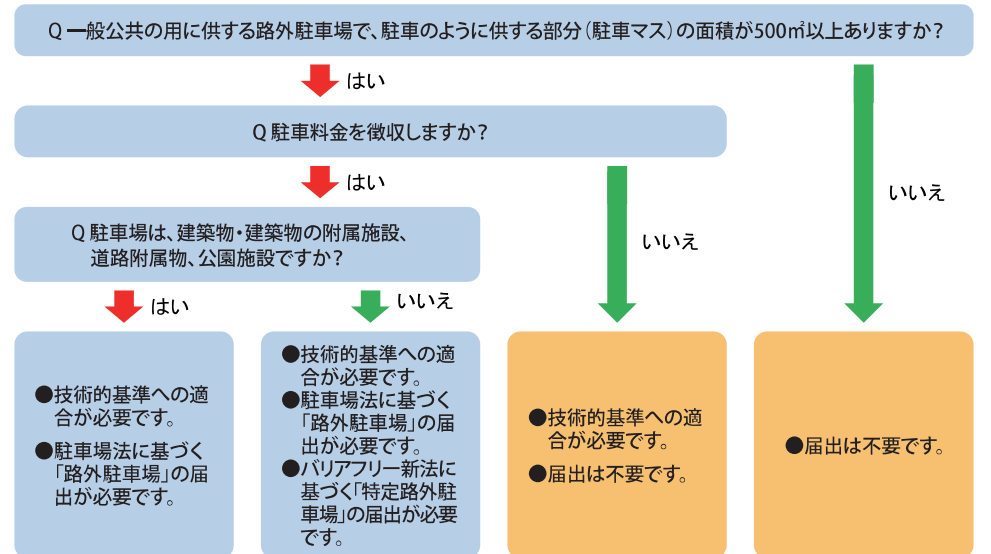
- ①都市計画区域内にあるもの
- ②一般公共の用に供する（※2）路外駐車場（※3）
- ③自動車の駐車用に供する部分（※4）の面積が合計500㎡以上
- ④駐車料金を徴収するもの。



海水浴場のように**季節的に営業するもの**、または祭りなどのために**臨時的に特設**される駐車場についても届出の対象となります。

- ※1 技術的基準：駐車場法施行令、路外駐車場移動等円滑化基準等に定められた、駐車場の構造及び設備等の基準のこと。
- ※2 一般公共の用に供する：不特定の者が利用できること。一般的な時間貸しの駐車場だけでなく、商業施設や医療機関等の無料駐車場を含みます。
- ※3 路外駐車場：道路の路面外に設置された駐車場のこと。
- ※4 駐車用に供する部分：自動車を駐車するスペース、いわゆる「駐車マス」のこと。（車路等は含まれません。）

路外駐車場設置における基準・届出の判断フロー



路外駐車場の設置、変更、休止、再開、廃止については、届出が必要です。計画段階又は、変更、休止、廃止前にご相談をお願いします。